

## 令和 3 年度 環境配慮契約法電力専門委員会（第 1 回） 議事録

出席委員：石田委員、小川委員、小田委員、高村委員、辰巳委員、藤野委員、松田委員、  
松村委員、山地委員（座長）  
（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和 3 年 9 月 1 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。本日すべての委員のみなさまがオンラインでご出席となっております。Web 会議におきます実際の発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の安田よりご挨拶申し上げます。

環境省(安田課長補佐)：ただいまご紹介いただきました、環境省環境経済課の安田でございます。委員のみなさま、大変お忙しいところ、本日電力専門委員会にお集まりいただきありがとうございます。昨年も電力専門委員会を開催させていただきました、今年開催しないという話もございましたけれども、開かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。この気候変動の分野、特に電力の契約の分野におきましては、昨年 10 月の 2050 年のカーボンニュートラル宣言というのが大きかったですけれども、今年に入りまして、今年の 4 月に 2030 年の削減目標として、2013 年度比で 46%削減をするということが菅総理から表明されました。さらに 50%の高みに挑戦するということを含めて、非常にエネルギー、それから電力周りの検討というのも加速化していると感じております。4 月の目標の引き上げ以降、政府においてはエネルギー基本計画の見直し、それからそれと表裏一体での地球温暖化対策計画の見直し等々がなされてきております。この委員会にご参加の委員のみなさまにもこの議論にも関わっていただいております、厚く御礼申し上げます。非常に熱心な様々なご議論を経て、エネルギー基本計画ですとか地球温暖化対策計画も案というものをまとめてきていただいております。これらの計画につきましては、これからパブリックコメントを経て、できれば 10 月末から始まります COP26 の前に政府として決定したいというふうに考えておるところでございます。

その中でも非常に精力的なご議論をいただきまして、それぞれ非常に高い目標が掲げられているわけでございます。それをこれから実行に移していくという時に、やはり政府の率先実行というのが非常に求められているというふうに感じております。それらの計画と合わせて、政府の実行計画、政府として 2030 年目標にどう取り組むかという計画の策定をしております、その案では 2030 年度の政府としての削減目標は 50%削減するということを掲げておりますし、再生可能エネルギーの電力の調達については、政府として 60%以上を、再生可能エネルギー電気を調達すると、そういったような高い目標を掲げているところでございまして、この環境配慮契約法の果たす役割というのは非常に大きいものであると感じており、身の引き締まる思いでございます。そうした中で、特に電力の契約について、どのようにこれから取り組んでいくかということにつきまして、専門委員会を開かせていただいて、精力的に委員のみなさまからご意見を頂戴できればと考えております。昨年までも検討しておりますけれども、具体的には、効果的な環境配慮契約を進めるための裾切り方式のしきい値の検討、再生可能エネルギー電力の最大限導入に向けた検討、非FIT 非化石証書の扱い、それから未実施機関への対応など、これまでもご議論いただいてきております内容について、より今年度は新たな削減目標を踏まえたかたちでご検討いただきたいと考えております。本日は、今の政府の検討状況をお話させていただきつつ、環境配慮契約法としてどういう対応をするかということにつきまして、委員のみなさまから忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。本検討委員会は本日本と、少なくとももう 1 回は開催させていただいて、その検討結果を基本方針検討会の方にご報告をさせていただくというかたちで進めさせていただきたいと考えております。本日は 2 時間という時間ですけれども、ぜひ活発なご議論をいただきますよう、よろしく願いいたします。簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

事務局：(Web システムの使い方について説明、委員紹介と委員挨拶：省略)

事務局：それでは以降の進行を山地座長にお願いします。

山地座長：今回も座長を務めます山地です。よろしく願いいたします。先ほど環境省の安田総括課長補佐から話があったとおりでありまして、昨年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言、今年に入って 4 月にバイデン氏主催のサミットで 2030 年の削減目標として 2013 年度比 46%というのが出まして、それに合わせるかたちで審議会も加速されたのですが、いろいろございましたが、7 月末から 8 月初めにかけて、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、長期戦略の検討ですが、審議会ベースの案が出てきた。今後閣議決定までしばらく時間がかかると思いますけれども、大体 2030 年の電源構成や政府実行計画が見えておりますので、それに基づいて議論を進めていただきたいと思います。それでは議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認をお願いいたします。

#### ◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、12 時までの 2 時間を予定しております。ご協力をお願いいたします。

#### ◇配布資料の確認

事務局： それでは資料の確認をいたします。

#### 配 布 資 料

- 資料 1 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会 委員名簿
- 資料 2 令和 3 年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等（案）
- 資料 3 環境配慮契約に関する提案募集について
- 資料 4 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

### 3. 議 事

山地座長： どうもありがとうございます。それでは早速議事に入らせていただきます。議事次第にもありますように、メインのテーマは電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について、それから検討スケジュール、その他ということになっております。まず一番メインの議題ですけれども、電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について、資料 2、資料 3 を事務局から説明していただいて、その後、委員のみなさんのご質問、ご意見等をうかがうということにしたいと思っております。それでは資料の説明をお願いいたします。

環境省：（資料 2、資料 3 説明：省略）

山地座長： ご説明どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただいた資料に関して議論を進めたいと思っております。資料 2 と資料 3 があって、資料 2 がメインですけれども、資料 2 の中にもいくつかテーマがあって、資料の中に出てくる順番で議論を進めたいと思っております。資料 2 の 2 ページ、5 つの検討項目が挙げられていまして、ひとつが「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）検討」、2 番目が「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」、3 番目が「非 FIT 非化石証書の環境配慮契約への反映」、4 番目が「環境配慮契約未実施機関への対応」、5 番目が「その他」ということで、この順番で議論を進めて参りたいと思っております。従って、まず効果的な環境配慮契約、裾切り方式の検討について、ご質問も含めてご意見をいただきたいと思います。冒頭で事務局が申し上げましたが、発言をご希望の方は手を挙げるという機能で手を挙げていただいてもいいですし、画像を出して声を出して手を挙げていただいても結構です。どうぞよろしくをお願いいたします。

石田委員： ご説明にあったように、46%排出削減に向けて、これからどうスピーディに再エ

ネを増やしていくか、しかも新しい再エネを大幅に増やしていかなければいけないというのが、現状の国の大きな課題だと思います。そういう点では、再エネの調達に関しても、国が先導的な役割を果たすべきだと思うんですね。そう考えますと、むしろトップランナー的な要件をこの環境配慮契約法の中にも掲げていくことが望ましいのではないかとというのが、私の基本的な考え方です。それに基づいて考えますと、CO<sub>2</sub>の排出係数は現状あまりにも高すぎる。本来であれば、全国平均値ないしは地域別の送配電事業者のCO<sub>2</sub>排出係数ぐらゐを設定するのが望ましいのではないかと考えています。2点目以降の検討課題にありますけれども、それに合わせて、より新しい再エネを優先的に評価していくということと同時に、やはり環境配慮契約法ですから、環境負荷も考慮すべきだろうというふうに思います。その点、後ほど大型水力に関しても私の考えをお知らせしたいと思います。

小川委員：排出係数の目標の対応というところで、ご説明にあったように、今 2030 年度 46%削減に向けて、エネルギー基本計画などが議論されて、ある程度整理されてきた段階だと思うのですが、そういった意味では、この環境配慮契約法の電力の部分のところで対応してくことを考えようとした場合には、4 ページにある 2030 年度 26%削減目標に整合した 0.370 という数字ですね。この数字がどのタイミングでどこから出されてくることになるのかというところが、今後の検討ということを考えた上では鍵になるのではないかと思いますので、0.370 という数字を誰がどういう責任を持って出しているのかというところを事務局の方でわかれば、少しご説明いただきたい。そういう意味では今年度のスケジュールということを考えて時に、第 2 回が 10 月 8 日に行われることになっていますので、その会議までに 46%削減に対応した数字が出てきて、それで一定の排出しきい値の引き下げというのを検討できるような状況に持ち込むことができるのかどうか、そのあたりのところをまずご質問させていただきたいと思います。

山地座長：具体的な質問なので、事務局簡単に答えていただけますか。

事務局：排出係数目標につきましては、電気事業者でご検討いただいて、こちらの方を示していただいている状況でございます。今年度いつ頃お示しいただけるかという具体的なスケジュールは我々の方では把握できていない状況でございます。2 回目の検討会までにお示しできるかということまでは、まだお答えできないというところでございます。

山地座長：ありがとうございました。ちょっと先がまだ読めないところがあるのですが。

高村委員：基本的な論点として、ここで言うと裾切りを 2030 年の新しい温暖化目標と整合するかたちで設定をする。それから、政府実行計画との関係を踏まえて再エネについてしっかり指標の中に入れ込む。その方向性は適切だと思いますし、それを今年度しっかりやらないといけないと思います。小川委員が先ほどおっしゃった点もそうですけれども、特に電力の調達、場合によっては新しい電源を増やしていこうと

ということがエネルギー基本計画の中でも示されているので、そういう意味では電源の開発も含めて促進をするという意味でいくと、これは既にしきい値でやっていたいただいていますけれども、2030年までの、少なくともここまでということの中期的に、2030年までしっかり示すことが非常に重要だと思っております。これは石田委員もおっしゃいましたけれども、本来環境配慮契約法というのは、政府が率先してその行動をリードするという考え方の中で、それによって、特に新しく拡大していく市場、需要というのを見せて、そちらに誘導していくという趣旨があると理解しております。そういう意味で、しっかりしたしきい値と再エネ目標を、少なくとも2030年時点まで明確に示すということをお願いしたいと思います。排出係数のところの質問なのですが、この係数は、電気事業連合会ではなくて、2030年のエネルギーミックスに相応して国としての目標、あるいは少なくともこのあたりの数字というかたちでお出しになっているのではないのでしょうか。小川委員のご質問に対する事務局の回答について、おたずねいたします。

山地座長：この後、電気事業連合会の小田委員がご発言希望ですので、そのご発言を聞いた上で、事務局から何か対応があればお受けしたいと思います。

小田委員：高村委員のおっしゃったとおりでございます。電気事業低炭素社会協議会で0.37という目標を出していますが、これはあくまでエネルギーミックスの中で示された電気事業分野からのCO<sub>2</sub>排出量と使用電力量、これで割り算したものをそのまま目標として使っているというものでございます。資料に関して発言させていただきますと、2030年の46%削減という目標は、国においても野心的な目標と位置付けられております。以前の26%削減目標ですとか、その元となったエネルギーミックスが、積み上げで作られてきたこととは、若干性格が異なっていることには、留意が必要だと思っております。現在見直しが行われているエネルギー基本計画やエネルギーミックスが確定すれば、その実現に向けて、省エネ法や高度化法の改正というのもおそらく行われるのではないかと考えています。昨年の検討の際に、事務局から説明がありましたとおり、こうした制度改正は排出係数にも大きく影響があると思われまので、そういう改正が行われた場合には、その制度内容ですとか実績のデータ等も踏まえた上で、改めてしきい値の数値や下げ幅については見直すというような柔軟な対応をお願いしたいと思います。例えば、エネルギーミックスに絡む話ではないのですが、高度化法に関しては、再エネ価値の取引市場が創設されるということで、小売電気事業者の排出係数への影響が生じるために、こうした動きも踏まえた検討をお願いしたいと思います。資料の中に「新たな排出係数目標としきい値引下げ目標の関係性を整理・検討」とございますが、新たなエネルギーミックスに基づく排出係数は、あくまでも国全体としての平均値ということでありまして、各小売電気事業者すべてに同じ値を求めるといふのは、少し性格が違うというふうにも認識しておりますので、このあたりも踏まえて整理、検討をお願い

いしたいと思います。

山地座長：ありがとうございました。この裾切り方式の検討について、他にご質問等はございませんでしょうか。

高村委員：先ほど、論点として挙げていただきたい点をひとつ残しておりまして、失礼いたしました。2030年の国の目標としては2013年度比の46%ですけれども、しかし政府の削減目標としては50%だと理解しております。政府の実行計画ですね。そういう意味では、政府が調達する電力の裾切りの基準としてどういう数字なのかという点はしっかり議論する必要があると思っています。政府実行計画との整合性でいけば、50という数字があってもおかしくない、それに相応する排出係数であってもおかしくないというふうに思います。

松村委員：しきい値の基本的な考え方について、今までずっと議論してきたものを念のために確認したい。ここで出てくるしきい値は、言うまでもなく、望ましい数値を出しているのではなく、ある種の努力目標を出しているのでもなく、これよりも高いものは問題外であるという値。最初から参加させないという厳しい基準だということは認識していただきたい。このような、しきい値を長期的に下げていくという議論に到達する前の段階では、本来は下げるべきなのだけれども、地域ごとに無茶な数字を出してしまうと、競争性が担保できなくなってしまう。あるいは、そもそも調達ができなくなってしまう。それを口実に実施しない、ということを頻発させかねない。こういう懸念があって、問題視されながら動かすことができなかつた状況から、しかしそうは言っても、長期的には下げていくことが必要なのだから、今すぐは無理だとしても長期的に下げていくスケジュールをはっきりさせて、特定の地域がいつまでも高い状態であることを放置しないということで、この引き下げを始めた。0.690なんて問題外に高すぎるというのは正論ですけれども、これよりも高いものはもう認めない、そもそも入札に参加できなくなるというきつい条件の数字だということは、きちんと理解する必要があると思います。次に、その議論では、長期的に姿を見せることによって、これはだんだん厳しくなると。将来になった時点で対応できませんなどという言い訳をさせないために、長い調整期間をとって、長期的な姿を出している。その時に0.370というのを最終的なターゲットにするというのは、これは論理必然的にこうなるわけではないのだけれども、ひとつは国が率先してやって行くべきだということで、だから高い目標を挙げるべきだという議論と、そうは言っても、これは最低限満たすべきということからすると、あまりにも低い数字にしたとすると実効性がなくなってしまうということの綱引きでこうしたということ。一方では国全体の目標値というのを政府の調達として採用してもいいのか、もっと高い数値を挙げるべきではないかということ、これは最低限必要なものという両方の意見が今までも出てきたわけですが、相討ちというとな変なのですが、こう出てきたということは、私たちは認識しないといけないと思

ます。大きく方針が変わったことを反映し、これから出てくる最終の数値は、これよりも低い数値にならざるを得ないと予想されるのですが、それに絶対合わせなければいけないということはないと思う。しかし今までの議論からして、それに合わせるのがある意味でデフォルトになる。よほど特別な事情があれば、それを修正する余地もあると思います。その意味で、4 ページのところで見ますと、緑の線だとすると、2028 年度でいったん目標に到達して、もう到達したからそのまま横置き、というようなことで 2030 年度を迎える。前倒し達成ということなのですが、仮に 0.370 から引き下げられたとすると、2030 年度に引き下げられるというかたちで対応できるかもしれない。オレンジの線だとすると、相当大きな改定を不可避免的にせざるを得なくなる。そのような点も考えて、仮に 2030 年度の数値が第 2 回までに決まらなかったとしても、決まらなかったから何もしないとするのか、2022 年のところの具体的な数値をもう少し考えるのか、というのは検討の余地があるかと思いました。

山地座長：どうもありがとうございました。納得感がある話だと思います。今の話にもありましたけれども、今日は第 1 回目で、少なくとも 2 回目があるということなので、まず意見を出していただければということでございます。最初のテーマはこれくらいにしようと思いますが、事務局の方で何かご発言ありますか。

小川委員：今の範囲内で言い忘れていたことがあります。5 ページで「省エネ・節電に関する情報提供の取組」ということで、実施事業者にアンケートで答えてもらって、4 つがこういうウエイトで出てきているということなのですが、その中身を見た時に、「需要家の使用電力量の推移等をホームページで閲覧できる」ということと、「需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知を行う」といったようなところは、ある意味で当たり前の行動になりつつあるような気がしております。そういった意味では裾切りの加点項目というかたちでこの取組を加えるのであれば、3 とか 4 とか、もう少し頑張っているということが示せるような内容を取り上げて、そこに加点を与えるようなことを考えた方がいいのではないか、ということをお先ほど言い忘れていましたので、それだけ発言させていただきたいと思います。

小田委員：先ほど言い忘れておりました。今の小川先生の発言で思い出したのですが、3 ページで「加点項目の整理・見直し等」を行うという話が出ておまして、「加点項目の見直しに当たっては関連計画等に掲げられた施策・対策等を勘案」という項目がございますとおり、現在、経済産業省のエネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会というのがありまして、そこででも需要家への情報提供の取組に関する評価制度の見直しというのが議論されているところでございます。この環境配慮契約における情報提供の加点項目の見直しとか、配点の重みづけの検討に対しましては、こうした類似の検討との平仄を取っていただければありがたいと思います。

石田委員：先ほど松村先生がおっしゃったご懸念はごもっともだと思います。もし可能であ

れば、令和2年度とか初年度とか直近で、実際に環境配慮契約法に基づいて行われた入札の結果がどうだったのか、可能であれば地域別に、簡単でけっこうですので、事務局の方でまとめていただけると今後の議論の参考になりますので、ご検討いただければと思います。

山地座長：ありがとうございます。最初のテーマについて、事務局で今までの議論に対して対応するところがありますか。

環境省：石田委員からございました、昨今の取組の実績の状況につきましては、次回の委員会までにはご用意して、みなさまにお示しできるようにしたいと思います。また、しきい値の設定につきましては、委員のみなさまからもご意見いただきましたとおり、国として率先調達ということでトップランナー的な基準を設けながらも、とは言え、無茶なものではなく実行性がある基準、そちらの適切な値というものを検討していきたいと考えているところでございます。具体的な検討については今後進めていきたいと思っておりますけれども、委員のみなさまからのご意見等を踏まえて、進めさせていただきます。

山地座長：ありがとうございます。それでは、再エネ電力の最大限導入に向けた検討につきまして、ご質問、ご意見がございましたら。いかがでしょうか。

辰巳委員：9ページの年度を追ってのこれからの取組の案について、令和4年度以降のところ、「原則として」とか「可能な限り」と書かれているのですが、先ほどからお話があったように、やはり国が率先してやっていくのだからという気持ちが大事なもので、このところでそういう気持ちを緩めるような言葉が冒頭に出てくるというのが、とてもまずいのではないかなと思います。必ずという覚悟ではないにしても、何か言い方を変えてもらいたいかなと思った次第です。

小川委員：いくつかあるのですが、まず質問として、10ページで、調達する電力の再エネ比率を仕様書で提示する、ということがありますが、仕様書で提示をするということは、その再エネ比率をマストでアクセスしないとそもそも対象外になりますよ、という位置付けを持つことになるのか確認させていただきたい。その回答を先にいただけますでしょうか。

環境省：再エネ比率の提示ですけれども、こちらは仕様ということになりますので、契約にあたって必ず満たなければいけない条件となってくるものでございます。

小川委員：わかりました。そうすると、政府の実行計画の中で、政府がある程度率先して先へ進めていきたいということで、再エネ比率を、近場のところを30%に設定し、さらに2030年度を60%という数字を入れて考えたいと。そこはよく理解をしているつもりですけれども、ただ、そういうふう考えた時に、先ほどの排出係数との整合性をやはりきちんと取る必要があるのではないかと。再生可能エネルギーが3割入っていて、排出係数は0だということを考えた時に、残りの70%部分が仮に0.7の排出係数を持ったら0.49という値になってくると思いますし、0.5まで下がって

いれば0.35という値になってきて、30%でも2030年のしきい値に近いところになってくるといことで、60%になった場合は0.7で0.28、0.5で0.20で、先ほどの0.37よりももっとさらに低いところに降りるかたちになってしまうのではないかと  
思うんですね。そういった意味で、排出係数のしきい値との間の整合性が取れていないような気がするので、その整合性を一定のかたちで考える。もちろん46%削減を  
考えておられるということですので、0.37よりはさらに下がったものを目標にすることになる  
ということは十分理解しているのですが、そういうところの違和感がありましたので、その点を  
やはりきちんと考えていただけないかということです。それからもうひとつは、カーボンニュートラルという2050年の先行きを目指す取組は、そういった意味では再生可能エネルギーだけをオールマイティで取り上げて考えていくという話ではないように  
思うんですね。もっといろいろな可能性のあるオプション、今必ずしも現実的になっていないものも含めて、いろいろ技術開発を進めて、それに対応していくという位置付けをもって全体像を描こうとしているように  
思いますので、再エネの電力比率というところだけに特化して、縛りをきつくしてしまう  
ということが本当にいいかどうか。排出係数のしきい値をしかるべきところのレベルに  
下げるといことで考えた場合は、排出係数を下げることができるオプションはフレキシブルに  
その中に参入して、考えていくことができるという状況になると思うのですが、そういった  
意味で、再生可能エネルギーということに特化しすぎて、非常に強く出すぎているの  
ではないかというところを、少し懸念いたしました。そのあたりをもう少し考えたかたち  
での提案というのをご検討いただけないかなと思いたしました。

山地座長：ありがとうございます。再エネ比率のところは政府実行計画に引張られてい  
ると私は理解しておりますので、そこを調整していけば、おっしゃったことが体現  
できるかと思いますが、他にいかがでございましょう。

石田委員：今の目標設定ですが、2030年度60%というのは、努力目標ではなくて最低目標  
であるという認識で正しいかどうかをまず確認させていただきたいのと、もし最低  
目標だとすると、環境配慮契約法で設定する比率はもっと高くしておかないと、目  
標達成が非常に困難だと。国のすべての機関で、60%以上の再エネ電力を調達して  
初めて2030年度の目標が達成できるわけで、賃貸物件に入っている機関等もある  
でしょうから、全事業拠点というのはまず無理だと思うんですね。そういう点では  
あらかじめ比率を高く、例えば50%とか、これをもっと早い年度で仕様の中に盛り  
込んで、そういう事業拠点を増やしていかないと、とても2030年度の目標の達成  
は難しいだろうというふうに思います。そういう観点を、仕様決定の中でもご検討  
いただければと思います。それから、小川先生がおっしゃった議論について申し上げ  
ますと、まずは2030年度46%削減というのが直近で達成しなければいけない目  
標なわけで、その中で最大の課題というのは再エネの比率を36~38%にどう引き上

げていくかということだと思いますので、当面はやはりそこに注力した検討を進めていくべきであろうというふうに私は思います。

藤野委員：小川委員、石田委員の意見をお聞きしまして、山地先生や高村先生がご参加されている会合で国の全体の方針を議論されていますので、それを待ちつつですが、まだ見えない技術に頼るよりは、早めに再エネで対応すべきではないかと個人的には思いますけれども、その議論をしっかりと注視しながら、国は率先活動をするという立場でご検討いただけたらと思います。

松田委員：これまでのお話をうかがっている中で、もう一度再エネ目標の位置付けについて事務局の方に確認した上でお話ししたいのですが、2030年度60%の目標というのがひとつの目標であるという一方で、仕様書に書いていて、段階的に引き上げていくそれぞれの数値が、最低限満たさなければいけない数値だというふうに考えると、前のところでお話した0.37と同じような裾切りの目標なのか、それとも加点項目なのかということをもう一度確認させていただきたいと思います。その上で、もし加点項目ということであれば、確かにこういった目標に向けて取り組んでいる事業者を評価していく上で必要なことだと思うのですが、裾切りという最低限達成する目標だということになりますと、先ほどの松村委員のお話を受けて私も思ったのですが、あまりに高すぎる目標を設定することで、ある意味、この60%と0.37の達成よりもさらに高い目標になってくると思いますので、そこが最低限の目標となると、やはり事業者としては参加が困難になって、そもそもの官公庁の調達が難しくなるということだと思いますので、本件の位置付けを踏まえた目標の設定というのが必要かなというふうに思います。あと、再エネの比率と言った時に、再エネというのが非化石証書等、生のグリーンの電気以外の達成によっても可能なものかどうか等の位置付けによって、かなり実現の可能性というものも制約を受けてくるので、そのあたりも明確にしていって方がいいのかなと感じました。

山地座長：今のご質問について、特に他の委員から発言のご希望がなければ、事務局の方にご対応をお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

環境省：再生可能エネルギーの割合というものは、証書等は踏まえた上で、考慮したものとして考えているところでございます。60%目標について、仕様というところがございますけれども、来年度すぐ60%というわけでないものの、再エネ比率の割合は、あくまでも契約においての仕様でございますので、必ず満たさなければいけないものでございます。加点項目ではなく、裾切りと性質は異なりますけれども、裾切りと同様に必ず満たすべきもの、こちらを満たさないと契約ができないものと考えているところでございます。ただ、おっしゃるとおり、あまりに高すぎて実行性がない、提供できる事業者ないというものを設定しても意味がないものになるため、実際に提供できるメニューがあるかどうか、実際に供給量が十分あるとか、そういったものを確認した上で、こちらの数値を検討したいと考えているところでございます。

山地座長：他の委員からの確認事項も大体今の対応で対応できているかと思いますが、この2番目のテーマにつきまして、さらにご発言ご希望がありましたら、手を挙げていただきたいと思います。

石田委員：先ほど資料の中で、再エネ100%メニューをかなりの事業者が販売しているという調査結果があったかと思いますが。先ほど実績の取りまとめもお願いしたのですが、可能であれば、再エネ100%メニューを各地域でどれくらいの事業者が既に供給しているのか、供給予定も含めて調べていただくと、今のような議論にも参考になるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

小川委員：RE100対応メニューの11ページのところに、「事業者25者のうち22者(88.0%)が「環境価値を有する証書」を活用」と出ているのですが、具体的には、22者の人がRE100のメニューを用意するための非常に大きなメジャーのパートの部分を「環境価値を有する証書」を使ったという話なのか、それとも、基本的には再生可能エネルギーの電力を調達してメニューの中に入れていただけのだけでも、RE100に到達させるために最後に残った部分をオフセットしようということで「環境価値を有する証書」を活用しているという立場の人が多いのか。その点がわからなかったのも、その内容がわかればご説明いただきたいと思います。

松村委員：先ほどの議論で混乱してしまったのですが、今後説明をする時には、事業者が満たさなければいけないものと加点項目は区別しなければいけないというのは確かにそのとおりで、正しくご説明があったと思うのです。もう一つ重要な区分は、その事業者が全体として満たさなければいけないものなのか、あるいはメニューとして切り出すことが可能なものなのかということも区別して、説明あるいは議論していただきたい。つまり、先ほどの話に戻って申し訳ないのですが、先ほどの裾切りの排出係数については、私の理解では、会社全体は高い排出係数なのだけれども、この入札用の特別メニューで低い排出のものを設けましたというのではだめだと、そういうものとして設定されているはず。そういうもので課されるものと、ある種のメニューで対応できるものというのも区別しなければいけないと思いました。全ての委員の間でこの点理解がされているのか少し心配になったので、余計なことですが発言いたしました。

山地座長：ありがとうございます。継続して参加されている委員はそういう理解をされていると思います。他にご発言ご希望ございますか。なければ、後半の委員からの意見に対して、事務局から何か対応ございますか。

環境省：石田委員からございました、事業者のRE100メニュー等の地域ごとの供給状況については、確認中ではございますけれども、次回の委員会でお示しすることは難しい状況です。ただ、2回目の専門委員会の後、みなさまに情報の共有をさせていただくということは可能ですので、そういったことも含めて対応させていただければと考えているところでございます。また、小川委員からございました、11ページの

RE100の対応メニューの、各メニューの中での証書の割合というところなのですが、こちらはそこまでの細かいところは調査できていないため、我々の方でご回答できるところがないというところがございます。また、松村先生からご指摘いただきました点はごもっともでございます。申し訳ございません。説明で漏れておりました。基本的には、裾切り方式では事業者として満たすべき評価項目というところがございます。今回新たに検討を行っている、再生可能エネルギーの調達の仕様につきましては、事業者ではなく、メニューとして対応するというもので考えているところがございます。

山地座長：ありがとうございます。かなりはっきりしてきたと思います。では、2番目のテーマについてはこのあたりでよろしゅうございますか。次の3番目の項目ですが、非FIT非化石証書の環境配慮契約法への反映について、これについて、ご質問、ご意見等あれば、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

松田委員：非FIT非化石証書の中でも再エネ指定するということについては、今回政府としても再エネを伸ばしていこうという中での位置付けということなので、これについては理解できるところがございます。一方で、これはいろいろな意見があるかもしれませんが、3万kW以上の水力についてどういう扱いかということについては、再生可能エネルギーと区分するのであれば、規模によらず3万kW以上のものも含めて取り扱うのがよいのかなというふうに思っております。例えばそういったものを調達するという事業者が今後出てきた時に、せっかく再エネを調達しているのだけれどもここを外すというふうにやると、なかなか参加は難しいということと、事業者の中での区分というのが煩雑になってしまうということもありますし、もしこれが追加性だとかの議論ですとか、大型水力の環境負荷という観点から、この中では扱うべきではないということだとすると、3万kW以上という言い方よりは環境負荷みたいなところで別の観点を盛り込む必要があるのではないかと、思っております。非FIT非化石証書の再エネ指定という観点であれば、私自身は、3万kW以上についても認める方向でご検討いただけないかなというふうには考えております。

高村委員：ひとつ前の議論にも関わるところだと思うのですが、9ページで今後の検討スケジュールを出していただいている、今年度議論してくださいということではないとしても、この間、コストを低減する上でも複数年の契約の可能性、特に再エネ比率の高い電力について複数年契約をする可能性も含めて、いくつか推進の方策については令和4年度以降に検討することとされていますが、令和4年度にやはり議論をしていただきたいと思っております。先ほど松村先生から事務局に対して、明確化のご質問があったところですが、メニューの扱いについても、しっかり考え方を整理することがやはり必要ではないかと思っております。これは前段のところの議論を受けての意見です。今議論になっている、裾切り方式の評価項目の

ところでありますけれども、ここに関して言うと、12 ページだと思うのですが、特に電源種の検討についてはかなり慎重に議論をすべきだと思っております。先ほど松田委員からもありましたけれども、当時議論をしていた時に 3 万 kW で切った理由というのは明確にさせていただいた方がいいと思うのですが、ひとつは追加性の点だと思います。こうした、政府が率先して再エネを調達する、あるいは排出係数の低い電力を調達する時に、そうした新しい電源開発を促すというところを重視されていると理解しております。さらに環境負荷の話がございましたけれども、大規模水力、大規模の裾切りをいくつにするのかという議論はあるかもしれませんが、環境配慮契約法の中で公正な競争の配慮ということが謳われていると思っております。特に大規模水力を保有されている発電小売の事業者とそれ以外の事業者の公正な競争というところを、追加性に加えて、しっかり検討する要素だと思っております。特にこれは政府が調達をする電力についてですので、そういう観点から、私は大規模水力を含む方向での見直しということについては反対、極めて慎重に議論すべきだと思います。他方で再エネ電気の種類の検討のところで、非 FIT 非化石証書の発電源を明確にさせていただくというのが、いずれにしても重要なように思います。環境省を通じて資源エネルギー庁に、非 FIT 非化石証書の設計のところで早期の具体化、これは需要家からも出ていると思っておりますけれども、要望を伝えていただきたいと思っております。もうひとつこの項目に関して言いますと、FIT 電気のところでも、特にバイオマスに関しては、燃料として使うバイオマスの持続可能性についても、FIT として買い取るものについて、つまり国が買取制度の中で認めるものについて基準を作っていると思っております。当時設定をした買取制度の中での要件というものが展開をしているものがありますので、そちらはむしろ見直すこととすれば、その後の買取制度の中での、国として買い取るに相応する再エネということについての要件をしっかり満たすかたちで、非 FIT の再エネ電源についても考えていただくということが必要ではないかと思っております。

石田委員：今の論点に関しては、私は冒頭申し上げましたし、議論にも出てはいますが、やはり国が先導的な役割を果たすべきだという考え方に則れば、より新しい再エネを優先的に評価していく、と同時に環境負荷も考慮する、ということはきちんと考えるべきだろうと思っております。そういう点では、従来どおり対象を FIT 電源と同じにするというのが妥当だろうと思っております。環境負荷に関して、松田委員から、3 万 kW が適切なのかどうかというご指摘もございました。1 万 kW なのか 5 万 kW なのかを検討するのは、この委員会の役割ではないと思っておりますので、現行の FIT に合わせて 3 万 kW を基準にするという考え方が望ましいと思っております。非 FIT 非化石の中でも、大型水力以外の卒 FIT 太陽光ですとかそういうものがありますので、高村先生がおっしゃったように、非 FIT 非化石の電源証明が明らかなものについては、大型水力ではない非 FIT 再エネというのは証明できますので、そういう考え方を含めま

しても、大型水力は引き続き対象外とすべきと考えます。

辰巳委員：言いたかったことを石田委員が言うてくださったように思うので、重ねて同じことを言う必要はないのかもしれませんが、重ねて言うことの意味もあるのかもしれないと思い申し上げますが、FIT 制度を当初立ち上げた時に参加していた者として、本当に環境を考えて、さらに新しい電源をとという時の、買い上げていこうという発想で作った制度ですので、それはやはりきちんと守っていただきたいということですね。それから、水力に関しては、高村先生のおっしゃったとおりだと思っております。過去よりいろいろな問題も考えられますので、ここはきちんと FIT に合わせるということでやっていただければ。根本は国が率先して進めていくという環境配慮契約法でありますので、そこをしっかりと押さえていただき、我々国民からも、それが広く社会に広がっていくことを期待したいと思っておりますもので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひました。

小田委員：意見としましては、松田委員とまったく同じでございます。これから 46%削減に向けて頑張っていくとけないという中で、再エネにつきましても最大限入れていくということが必要だと思っておりますし、再エネの中で区分する理由は特になかないというふうに思っております。制度の中での整合性という観点から言ひましても、排出係数の算定におきましては大型水力も含めて算定しておりますし、制度間の比較ということでも、資料にもありましたとおり、いろいろな制度で大型、小型の区別なく、水力は入れている。今日の資料にはなかったですが、RE100 においても特に水力の規模の要件はないというふうに認識しておりますので、あまり煩雑にならないという観点からも、水力につきましては規模の区別なく入れていただひ方がよいと思ひしております。それから、高村先生からありました、新規参入者が大型水力にアクセスできないのではないかというお話は、非 FIT 非化石証書の仕組みができたことで解消されているはずなので、ここは事務局の方でご確認いただひければと思ひます。

小川委員：丸紅新電力の松田委員と電気事業連合会の小田委員がご発言なされた内容と類似してくるかたちになると思ひますけれども、大型水力の問題をいろいろと抱えていることは重々理解をしておりますけれども、この環境配慮契約法のところで 13 ページの裾切り評価項目で横棒が引っ張ってあるのですが、これは再生可能エネルギーとして現状取り扱われている加点項目の対象として、一般水力の 3 万 kW 以上は対象になっていないという位置付けだと思ひのですが、排出係数の方にどうなっているかと考えた時は、水力発電を持っている電気事業者の方はそれを反映させた排出係数ということで、裾切りの評価項目のところでもアクセスをされてきていると思ひますので、再生可能エネルギーと位置付けられていないかもしれないですけれども排出係数としては一応入っているかたちになるのではないか。そういった観点で、実際に排出係数として電気事業者が入れているということと対応させて考えた

時に、非 FIT 非化石証書のところで取り扱われるようになって、その証書を購入して排出係数に反映させてはいけないというかたちでは言えない。再生可能エネルギーとしては必ずしも位置付けていないかもしれないですけども、言えない。というような状態にあるような気がしますので、そういった意味で少し矛盾を抱えたような構造で取扱になっているところを少し広い目で考えて、矛盾がない状態に持っていった方がいいのではないか。それから、この後その他のところで議論される沖縄の電力供給区域のところの取扱でも、非 FIT 非化石証書といったものを手に入れて、それである程度オフセットして、それで提供するというのを考えれば、沖縄電力供給区域にある事業者の方たちも取扱ができますし、何よりも再エネ比率とかそういったことで 60% という非常にきつい制約を入れて、それも対応できるように考えなければいけないというような状況を考えた時は、そういった意味では少し矛盾を抱えているかもしれないですけども、一般水力の規模の制約を加えることをしないでジェネラルに取り扱うような構造で仕切り直しをした方がいいのではないかというふうに思います。

山地座長：ありがとうございます。いくつか事務局に対する確認事項等もございましたが、事務局いかがでございますか。

事務局：小川先生からご意見があったところでございますけれども、裾切り方式で採用しております再エネの導入状況につきましては、排出係数で使っている再エネとは違いまして、FIT 法の再エネということで大型水力は入っていない。裾切りは排出係数自体を見ることに加えて、ダブルカウント的なかたちになるのですが、再エネを導入していれば、より評価するという仕組みになっておりまして、排出係数に反映した証書も含め、再エネを実際に調達するなり、発電して供給されている場合は加算するという仕組みになっております。現状、再エネ電源については FIT に準拠しているということでございます。

環境省：賛成、反対ともにご意見をいただいたところでございます。事務局としても、どちらにするか今後検討を進めさせていただきたいと思っております。今後個別にご相談させていただくこともあるかと思っておりますが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

山地座長：ありがとうございます。時間の制約もあるので次に進ませていただきます。4 番目の検討項目、環境配慮契約未実施機関への対応ということで、これについて質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

藤野委員：未実施機関についてなのですが、いつこれを公表できるのかなというのが、私の疑問になっておりまして、もう今公表できるんですね。ただ、公表する内容として、未実施理由とか今後の見通しも含めて公表されるということなのですが、これを含めないと公表できないのかというのが、私の最初の質問です。しているか、していないかは事実としてわかるので、明日にでもしていないところは公表できると

思うのですが、それができるか、できないかというのが質問です。ただ、それがお相手のあることなので、環境省としてお困りだというのであれば、ちゃんと締め切りを切って、いつまでに理由を言ってくれだとか、それも含めて回答するけれど、そこまで回答がないところはそれも白紙で、できるだけ早く公表した方がいいと思いますので、そこをご検討いただきたい。質問は、最後の2つの項目がないと公表できないかどうか、ということです。

松村委員：本筋と関係ないことで申し訳ないのですが、14ページのイメージを外に出すときには変えていただきたい。未実施理由というところなのですが、何度も言っていますが「安定供給の懸念」とは何か。「安定供給の懸念」と一言書いて未実施の理由にされたら困るので、もう少しきちんと書いてもらいたいし、こんな理由を挙げることを頻発させないためにも、例示としてこれを出すのは勘弁してほしい。ぜひ別のものにしていただきたい。それから、「長期契約中のため」というのも、もっともな長期契約というのもあると思うのですが、再エネを促進するためにPPAモデルを率先して取り入れて長期契約を結びました、というような前向きなものなのか、それとも単に支配的な事業者が困り込んでいるだけなのか、ということがわかるように、具体的に契約自体を示すことは無理だと思いますが、特段の理由があるような特別な契約なのか、そうではないとするならば何年からの何年契約なのか、というようなこともちゃんと出してもらいたいし、そういうことを出してもらえるような例示、イメージの段階で未実施理由をちゃんと書いてもらうことを促進するような記述にしていただけると、とても助かります。

辰巳委員：未実施機関を公表するという事は当然進めていただきたいのですが、それと対になる実施機関というのは公表されていますか。この施設はこういうふう to 実施していますとわかるということが、まずは大事だとも思うんですね。それで、やっていないところはこういうところだということで。実施機関が公表されると、私たちはその機関に対して、HPをたどってみるということも可能なので、未実施のところはそういうことは外に向けて公表しないでしょうから、環境省としては当然未実施機関を公表するという事は重要なのですが、それとともに実施しているところも、大変な量になるのかもしれませんが、公表していただくと嬉しいなど。大元の各省庁の本省、本庁にWebであたっても、なかなか環境配慮をどういうふう to しているかという情報にたどり着けないんですね。私自身が検索が下手なのかもしれませんが、わかりやすく省庁がこういうふう to やっていますよ。環境省と防衛省はちゃんとやっておられて、それはわかりやすかった。みんながああいふふう to わかるように努力していただきたいなど。私たちととても身近な文部科学省とか、農林水産省とか、そういう機関でもなかなかわからないですね。どこをたどって行けば、こういう環境配慮をしているということが私たちにとってわからせてくれるのかということがわかりにくい。本省が率先して、外に向けてそういうも

のを見せて、説明していただきたいというふうに思い、環境省としては、それをできるだけ後押ししてほしいというふうに思った次第です。

山地座長：事務局、今ご対応できる場所をお願いします。

環境省：公表がすぐできるかについては、まだ集計中というところと、各機関とも、どの程度公表するかといったことも含めて協議させていただきたいと思っております。協議の上で、向こうの都合だけで落とすということはしたくないと考えておりますけれども、こちらで勝手に公表するというわけではなく、各省各庁と協議の上で公表したいと考えております。その進捗次第で公表時期は変わってくるので、確定した日程を申し上げることができなくて申し訳ないのですが、今後調整をしていく予定でございます。松村委員からいただいたご指摘はおっしゃるとおりで、実際に公表の際にどこまで詳細なものをお示しできるかというのは今後検討を進めたいと思っておりますけれども、少なくともイメージの中でこのような曖昧な表現は修正させていただきまます。また辰巳委員からいただきました、各省の取組については、実施機関のすべての状況を公開するというのは、かなり膨大な数にもなって、現実的に可能かどうかは難しいかなと考えているところでございますけれども、環境配慮に関する取組については、環境省や防衛省といった率先的な取組のところ以外にもしていただくというのは重要な取組だと思います。実際に具体的にどのようなことができるかというのは今後の検討になってくるかと思っておりますけれども、そういった働きかけについても検討を進めたいと思っております。

山地座長：ありがとうございました。

藤野委員：やはりルールを決めないと、いつ公表できるかわかりませんので、何を各機関と相談しないといけないのか、いつまでに回答をもらって、いつ公表するのかというルールを今年度ちゃんと作らないと、来年度以降もずっと公表していくわけですから、仮に今年度タイミングが遅くなると、例えば私がご質問した2つの項目を入れて公表するというのを各機関と相談するのであれば、例えば、その理由を6月までに回答してくださいと。回答がなければ、そのまま出します、というようなルールを作らないと、3月末にならないと公表できないとなると非常に遅い。各機関はそれを踏まえて調達するわけですから、そこはスピード感を持ってご検討ください。よろしく願いいたします。

山地座長：ということですので、事務局受け止めてください。次にその他のテーマですね。

沖縄電力の件など、その他の件に関して、ご発言のご希望がございましたらお願いいたします。

小田委員：沖縄電力区域の取扱の件については、資料にご記載いただいたとおりの懸念があると思っております。実施を検討するにあたりましては、沖縄区域の小売電気事業者や国等の機関、地方公表団体等から、しっかりヒアリングをしていただきたいと思います。その上で、地域の実態を十分に確認していただいて、検討を慎重にやっ

ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

小川委員：電気事業連合会の小田委員の方から沖縄電力の取扱については、やはり同感であります。あまり全国一律に同じような条件で急激にすると、いろいろ問題を引き起こすことになると思いますので、沖縄の実際の実態をきちんと確認して、たゞ、何もしないで放置したままで対象外にしているというのも決していいことではないと思いますから、沖縄で現実的にできるところを見定めて、ステップバイステップで、環境配慮契約法の対象になって、全体でやっているという構造はしっかり作っていくべきではないかと思います。もうひとつは総合評価落札方式の件ですけれども、資料 3 で本年度の提案募集の提案で述べられていることはいいのですが、提案の裏付けとなる材料を一応提供して、こういうことだからこうすべきたというかたちになっているのかどうかということを確認したい。と言いますのは、総合評価落札方式については、裾切り方式と長短いろいろと過去に議論をしていて、なかなか絶対的にこちらの方がメリットがあるから、これを適用した方がいいという状態の答えに落ち着けさせることができない部分があって、いろいろな角度から検討して、材料を出して、それで詰めていきましょうというような状態にあると思うのですが、そういった意味では、去年も今年もその次元の入り口の段階の議論のところからなかなか先に踏み込んだ状態になっていない。やはり何か検討する焦点を絞って、いくつかの材料を出して確認をしながら、どうしていったらいいのかという詰め方をした方がいいのではないかと思います。また、資料 3 で「電力専門委員会において検討を行い第 2 回基本方針検討会に報告」と書かれているのですが、具体的にはこの提案に対してどういう作業を行って、基本方針検討会に報告するような内容にされるつもりなのか、というのが少し気になりましたので、そこを後で事務局の方からご説明いただきたいと思います。

山地座長：資料 3 については、この次のセッションのところで議論ということにしていますので、今の御意見は受け止めて、またその場でやりましょう。

高村委員：2 点です。ひとつは沖縄電力管内の制度に関して、沖縄の系統が繋がっていないという特徴を踏まえた配慮が必要だという点は、まったく同感です。とは言え、しっかり 2030 年の国の削減目標との関係でどのように削減をしていくのか。むしろ、沖縄電力とヒアリングあるいは意見交換をされる時に、具体的な 2030 年までの描いていらっしゃる道筋、あるいはそれ以降の道筋をしっかりと示していただいて、我々がどういう設定が必要なのかということ議論するということが必要ではないかと思います。特殊性の議論は踏まえた上で、しかしながらどう対応されるのかということ、2030 年あるいは 2030 年以降を踏まえて、その情報もしっかり出していただきたいと思います。2 点目は、全体に関わる場所ですけれども、8 ページ、非常に重要な定量的な評価、資源エネルギー庁の資料だと思いますけれども、再エネが足りない、あるいは再エネの比率の評価をする時に、現状の足元の相場感はしっか

り踏まえる必要があるかと思っております。8 ページにありますように、これは沖縄電力を除いておりますけれども、国と独立行政法人の使用電力量と、例えば非化石証書の発行量の数字を見て、本当に再エネが足りないのか、政府調達のインパクトがどういうものなのか、しっかり見る上で非常に重要な資料だと思います。こうした状態を踏まえながら議論したいと思っております。

石田委員：沖縄に関連することなのですが、先ほど再エネ 100%メニューを調べていただきたいとお願いしたことに関連することですが、環境省で EV 向けの再エネ補助金を実施されていると思います。すでに相当数の事業者がその認定を受けていますので、ひとつの方法として、低圧と高圧とかの違いはあるかとは思いますが、再エネ 100%メニューの提供状況については、ひとつは EV の補助金の認定状況をご参考いただければなど。対象に沖縄が入っているかどうかは私も把握していませんが、沖縄が入っている可能性も十分ありますし、そうであれば、沖縄地域での再エネ 100%メニューの供給というのも、本当はそんなに難しくないのではないかと、そのような気もしますので、そういった実態を把握する上でも、EV 補助金の状況も合わせて調べていただければ非常に参考になります。

山地座長：ありがとうございます。小川委員の提案募集への御意見は次の議論ということにして、その他に関するところで事務局からご対応するところがあればお願いいたします。

環境省：みなさまからご意見をいただいたとおり、沖縄の特殊性を踏まえて、実態をしっかりと把握した上で、ただ沖縄の特殊性だけで足踏みすることがないように、少しでも前に進めるように検討を進めたいと思います。石田委員からもご指摘ございましたとおり、いただいたアドバイスを踏まえて調査等も進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山地座長：ありがとうございます。それでは、議論が少し始まっているのですが、資料 3 の提案募集の意見に対する取扱、これに関してご意見がおありの方は手を挙げてください。

石田委員：やはりこの環境配慮契約法の調達指針というのは、自治体ですとか民間企業等に対するお手本にもなるべきものだろうと思います。そういう点で、より質の高い再エネを評価して、採用するというような観点にこれから変えていくべきだろうと。そういうふうに考えますと、わかりやすい総合評価落札方式というのは大いに検討すべきですし、そこの検討にあまり時間をかける必要はないかなど。できれば来年度、再来年度くらいから実施できる方向で、ぜひこの委員会でご検討いただければと思います。

辰巳委員：資料 3 の 3 番目の話なのですが、非化石価値証書というのがなかなかわかりにくいし、内訳もなかなかわかりにくいので、やはりこれはきちんと明確にさせていただいて、再エネ指定というものを限定していただくというかたちで、私もできれば

そうあってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

山地座長：ありがとうございました。事務局いかがですか。

環境省：提案募集いただいた中の、3つ大きな項目がございますけれども、そのうちの下2つについては、第2回の専門委員会までには、検討の方向性等を委員のみなさまに示して、その後基本方針検討会に報告することになると考えているところがございます。総合評価落札方式に関しては、石田委員から早急にやるべきというご意見もございましたけれども、今まで様々な検討もなされていたというところもございまして、その経緯も踏まえながら、なかなかすぐに対応できるかというのはまた検討させていただきますが、採用に向けての課題も整理した上で、みなさまの方にお示しできればと考えております。

山地座長：ありがとうございます。以上が今日のメインの議題ですけれども、次の議題、検討スケジュールのご説明をお願いします。

環境省：（資料4説明：省略）

山地座長：ありがとうございました。今後のスケジュールについて、何かご質問、コメント等ございましたら、よろしいですか。ご協力ありがとうございました。本日の会合の中身は以上でございます。途中少し急かしましたけれども、大体予定の時間で終了できるということになりました。ご発言が十分できなかったとか、こんなことも実は聞きたいということがあれば、後ほどでけっこうですので、直接事務局までご連絡いただければということでございますので、よろしくお願いいたします。

辰巳委員：こういう Web での会議になってしまって、みなさまと面談できる機会がないので、可能ならば、委員の名簿のところに、対応してくださっている環境省関連の方々のお名前を挙げていただけると嬉しいなと思っております。

山地座長：それは後で事務局の方で、メール対応などをお願いできますか。

辰巳委員：よろしくお願いします。

環境省：承知しました。

山地座長：他になにかございますか。特にないようでしたら、議事進行を事務局にお返しします。

環境省：委員のみなさまには熱心にご議論いただきまして、また事務局への様々なアドバイス等、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会の電力専門委員会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

以上